令和４年２月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和４年２月作成

令和４年２月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和４年２月10日（木）午後1時27分から午後２時40分

２．**開催場所**　大木町役場　３階　大会議室

３．**総会構成人員現在総数**　18名

４．**出席委員**　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　広松　栄治
主　　幹　鶴岡　寛士
書　　記　北原　俊佑

７．**議事内容**

１．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　皆さん、こんにちは。全員お揃いですので始めたいと思います。
今年の冬は例年から比較しますと、低温傾向で推移してきましたし、雨も少ない状況で推移しています。そのような状況の中で麦の栽培管理には好条件になっておりまして、見回してみますとどこの圃場も管理が行き届いておりまして、非常にいい結果が出るのではないかなと思っております。
ただ、新型コロナウイルスが昨年の暮れについては落ち着いたような状況にありましたが、正月明けより急激に患者が増加しておりまして、全国的に蔓延防止を適用されております。福岡県におきましても現在５千人を超えるような患者が出ておりまして、病床使用率も７０％となっており、非常に厳しい状況になっております。
このような状況の中で、１月に予定されておりました県の研修会、並びに２月の下旬に予定されておりました１泊２日の研修も中止せざるを得なくなりました。
今日の総会においてもコロナの関係もありますので、できるだけ省略したかたちで進行していきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので､本日の総会が成立したことを報告いたします。
ではただいまより、２月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。
本日の議事録署名人を、３番委員田中良房委員、５番委員黒田安利委員にお願いいたします。
それでは議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員　　１月１５日に自宅に来られました。親子で見えられ、３条申請をしましたのでよろしくお願いしますとのことでした。
ここはアスパラガスを作ってある田んぼですので、特に何もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に整理番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の黒田委員の意見をお願いします。

黒田委員　　１月７日に〇〇さんが訪ねてこられて、〇〇の施設の西側、トマトハウスの南側になりますが、田んぼを所有されるということでした。
その土地に苗木を植えるということで言われていました。
どうぞ承認をお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に整理番号３番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の北原委員の意見をお願いします。

北原委員　　１月１４日に行政書士よりご連絡がありまして、譲渡人の所有する畑、譲受人宅の北側の土地でして、そこを売買したいとのことでした。
１月３１日に両者面談をさせていただきまして、場所的には譲受人の家の隣というところで、この土地を通らないといけないような場所にありましたので、以前から売ってくださいという話をしていたところ、なかなかうんといっていただけなくて、現在ご本人さんは施設に入所されているということで、息子さんを通じて行政書士さんと話がまとまったので３条を申請しましたとのことです。
今、田としてはほとんど何もなく、竹やぶ化しているような場所ですので、今から野菜等を作っていきたいとのことでした。以上です。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め整理番号３番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の田中良房委員の意見をお願いします。

田中良房委員　　２月８日の午後より黒田委員さんと事務局で現地確認に行きました。
現地については、農地を分筆して、住宅と車庫を作られるとのことです。
排水につきましては、道路に側溝を作り、排水をするということでございます。

北側の隣地承諾も得ておりますので、支障になるようなことはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　続いて、地元委員の意見ですが、私の担当地区でございますので意見を申し上げます。

眞崎会長　　先ほどから説明がありましたとおり、親子間の使用貸借の転用申請となっています。
先ほど現地調査員からお話がありましたけれど、１筆の田んぼでございますので、ほかに適当な土地がないのかなと、耕作面積も１ha 以上ありますので、宅地になるような状況の中での道路整備の部分が、適当な土地がないということで、この１筆の田んぼを分筆して住宅を建てるということで報告がございました。
状況的には周囲に迷惑をかけるような状況ではございませんし、道路沿いですが、この道路が５ｍありまして、側溝を設置して排水をするということで、排水についても問題ないということです。
許可要件を満たしていると思いますので、皆さんのご意見、ご審議をよろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

井手副会長　　はい。

議　長　　はい。井手副会長

井手副会長　　側溝は道路内に作るのですか？

議　長　　事務局から説明をお願いします。

事務局　　今回の側溝については、道路内の工事を自分で負担してするということでございます。
その基準については町の基準以上の仕様になりますので、建設水道課の承諾は受けているということで聞いております。

井手副会長　　その後の側溝の管理は町がするのですか。

事務局　　その場合は町の管理になると思います。

議　長　　いいですか？他に意見はありませんか。
各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。 次に整理番号２番を議題とします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 現地調査の結果について、現地調査委員の黒田委員の意見をお願いします。
黒田委員	２月８日に田中委員さんと事務局で現地確認に行きました。 〇〇さんが造園用の資材置場と駐車場、作業場ということで申請をあげておられます。 排水の問題については、先ほど事務局から説明があったとおり、西側に入って南の排水のほうに流すということで周辺の農業に関しては問題ありません。どうぞ審議のほうよろしくお願いします。
議　長	続きまして、地元委員の石橋委員の意見をお願いします。
石橋委員	２月２日に司法書士、行政書士の鈴木さんより説明を受けました。 ２月７日に〇〇さんに現地の説明を受けました。 先ほど、事務局と現地調査委員より説明があったとおり、転用申請です。 場所的に申請地は譲渡人の自宅の裏南側で、譲受人は子にあたります。 事業拡大して、資材置場、駐車場、作業場にしたいということです。 排水についても、西側に流して南の水路に放水するとのことです。隣接する農地はなく、何ら問題ないと思います。 審議のほどよろしくお願いします。
議　長	現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
井手副会長	はい。
議　長	はい。井手副会長
井手副会長	公衆用道路と水路はどう違うのか？
議　長	はい。事務局お願いします。
事務局	こちらが、登記上公衆用道路のままになっております。 現状は、水路として使用されているということですので、現地委員さんにも説明をしたところですが、土地改良前は公衆用道路として使われてあ

ったかもしれませんが、今現在は水路として使われているというところで現状は水路ということで記載しているところです。

井手副会長　現状は水路ということですね。

事務局　はい。

議　長　いいですか？ほかに意見はありませんか？

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

牟田口委員　はい。

議　長　はい。牟田口委員。

牟田口委員　所有権移転の分ですが、この件がちょっと前に出たときは、〇〇さんが借り手で何十年間か借りていたと聞いています。
〇〇さんの方から、〇〇さんが買ってくれということで何度も言われてきたけど、いよいよそうなったので、近々農業委員会に出ると思いますのでお知らせしておきますということで、地元の委員さんにも連絡をしておきますということで聞いていましたが、〇〇さんではなく〇〇さんになっていたので、どういう経過でこうなったのか、〇〇さんはご夫婦で農業委員さんだったのでいろいろわかってあると思いますし、何か不手際があったのかと思いまして、よかったら地元委員さんに経過をお聞きしたいと思います。

議　長　それでは、地元委員の平木委員の方からお話をお願いします。

平木委員　はい。この件につきましては、日時は忘れましたが、〇〇さんより〇〇さんから田んぼを買いたいという話がございました。
私が、すみませんが地元の農事組合の方たちに話をさせていただきますと

いことで話をさせていただいて、できるなら地区内の農家が耕作したほうが都合がいいのではないかという意見がたくさん出ました。だた、売買ですので地区内でするにもお金がいるわけです。買い手がいなければどうしようもない話ですので、誰か同じ集落で検討させてもらえないですかということで話をしましたら、〇〇さんが私に作らせてもらえませんかと手を挙げられました。

それで、〇〇さんに〇〇さんからこれからも同じ地区内で作ってもらったほうがいいのではないかということで話をしてもらいました。

翌日に〇〇さんからどうなっているのかということで電話がありました。

私は率直に言いました。地区内で耕作したほうが効率的にもいいし、今後の問題も考えて、同地区内で買い手が出ましたのでよければ作らせてもらいたいということで〇〇さんに伝えたら、納得されたのでそれから〇〇さんとは話をしておりません。

議　長　　地元委員の意見でした。

牟田口委員どうぞ。

牟田口委員　　私は今回初めて農業委員をさせてもらっていますが、農業委員というのは自分の担当区域の内容というのは、長年耕作してもらっているなら、世間ではその土地を売買するならその方という考え方ではなく、そこの地区でそこの地区の農業委員さんの考え方や、今の〇〇さんの分でも地区の団体のところに相談してそういうふうに持っていくというようなやり方を行っていいのですか？

そこの農業委員さんが自分の地域の土地だから、農事組合に相談してから、自分の地区のみんなの意見をまとめてそういうふうになるということなのか。

今から先、高齢化していくのでいろんなことが出てくると思うので、そこそこの農業委員さんの考えでそういうふうにしていっていいのか。

そういう権限が農業委員さんにはあるのかというのと、あっても例えば大木町内では、ある程度の基準を決めておこうとか、それぞれの農業委員さんの責任のもとに、そこそこの土地は先ほどみたいな事例はこうしていこうとかそういうのはあるのですか。

議　長　　事務局に農地のあっせんについての考え方や基準があれば説明を。

松永委員　　はい。

議　長　　松永委員。

松永委員　　土地のあっせんについては、昔は斡旋委員会という地元の農業委員さんと、もう一人立てて二人で農地をあっせんの位置づけをすることをしていましたが、今では推進機構のほうに動かして、所有権移転をするということに変わった経緯を説明してあげたらどうですか？

昔は、あっせん委員を選んでから、地元の農業委員さんに買ってもらえ

る方を探してもらえませんかということで、土地を探していましたが、今は変わってきているような状況で、誰が買ってもいいみたいになっているので、そこを説明してもらえるとわかりやすいのではないでしょうか？

議　長　　松永委員さんから意見が出ておりますが、事務局いかがでしょうか。

事務局　　はい。まず牟田口委員さんからあった町全体の基準で農業委員さんの関わりというのはある程度一定基準あったほうがいいのではないかということと、松永委員から昔、斡旋委員会というのがあって、その中で斡旋委員さんが農地をどなたに売るというのがなくなっているといったところの経過を知りたいということで質問が出ています。

私が斡旋委員会がなくなった経緯というのを概要だけしか知らないので、詳しく説明できませんが、そもそもこの所有権移転を推進機構に譲り渡すときは相手が決まっていたら駄目ということになっています。相手を指名して推進機構に売り渡すということは、原則的に駄目ということになっております。それは変わっていないと思いますので。そのかわり税控除、売り渡し人については800万円までは税金がかからないという制度になっています。

推進機構に売り渡して、その地域の担い手に売り渡すということが推進機構の仕事となっております。農業委員会としてはそれを手助けするために昔だったら斡旋委員会、今でしたら農業委員さん、人農地プランとかありますとおり、農業委員さんというのはその地域の意見というのを吸い上げながら、その農地をどう生かしていくかというのを調べながら適任者というところでおすすめするというのも仕事としてあると思います。

まず牟田口委員の意見ですが、基準というだけで言うなら斡旋基準は、8,100㎡以上で今後農業を進めていく担い手というのが最低基準となってくると思います。その中から地元農業委員さんから本人の希望を総的に含めながら売り渡して次の人を探すということになると思います。

きっちりそれ以上の基準というのが今はないと思いますので、総合的な観点から判断していくという形になると思います。

本人の希望だけというのは、今は推進機構を間に通すことであればできないものと解釈しております。

斡旋委員会の方は、今は斡旋委員会がないかわりに、売り渡す際、地元委員さんから説明があり、そこで付議されているのではないかと思います。なぜなくなったのか経緯はわからないということが答えになります。

松永委員　　はい。

議　長　　松永委員の方から再度意見をお願いします。

松永委員　　斡旋委員というのは、本当に買い手がいなかったときにしていたことで、斡旋委員は大変でした。

今は、決めてから持ってくるように言われますが、昔はそういうことがありませんでした。

誰か斡旋してくださいということで売主が来て、いくらで売りますかと希望を聞いて、その金額についてはこれでお願いしますと言われ、相場はこれぐらいなのでこれくらいでどうですかという話をして、本人の同意を得てから公社の方に売り渡すと。そのあとに斡旋した農業委員で買い手を１か月から半年かけて探すということでした。
今は、買い手まで決めて持ってくるようになっているので、先ほど牟田口委員が言われたように、前から〇〇さんが作っているのに、取り上げたわけではないが、〇〇さんが仕方ないと了解されたならば、それで了解するしかないのではないかなと私は思います。

議　長　　それでは、再度地元委員より意見をお願いします。

平木委員　　今のお話はよくわかりました。
地元の耕作者にしていただきたいというのは、これには田んぼを作っていくには管理面というのが要求されるわけです。ただ作ればいいというものでは農家は今後できないと思います。
いろいろな面に地元のことを考えながら、自分が作る以上はその地区になるべく支障がないように作るというのが非常に重要なことだと思います。
私が、なぜ農事組合に相談したかというと今までいろいろなことがありました。
例をあげますと、地区外の方こられて草も刈らない、水も出しっぱなし。そういうことも、やはり地元委員じゃないとわからないと思います。
そういう方が、きちっとできるようなところに土地を貸すというということも地元で集約して、農地を有効活用していくには非常に重要な話だと思います。
まったくわからない人がされても、来られる方がとんでもないことをされたら、その集落に作っている田んぼが死んでしまいます。
そういう面を考えて、〇〇さんも距離的には少し遠いです。毎日水の管理等するのは難しいと思います。だからそういう問題も、農事組合の総会の中でも話がたくさん出ておりました。
そういうことで、地元の耕作者の方がいいのではないかということで、所有権移転は地元の方にお願いしたいと。
売買の件については、機構が入っておりますのでそこは私にはわかりませんが、いきさつはそういうことです。

議　長　　それぞれ意見が出たようですが、牟田口委員、今までの意見の中で何かありますか？

牟田口委員　　よくわかりました。
地元をどういうふうに捉えるかというのは、いまの地元は平木委員がとらえている地元。
例えば行政区を地元と捉えて線引きするとか、同じ地元でも八町牟田は隣り合っているからやりやすいとか、上牟田口は上木佐木と隣り合っているからいいとか悪いとか、そういうのがよくわからないのですが。

議　長　　では、平木委員もう一度お願いします。

平木委員　　はい。これは、農家に対する意欲の問題だと思います。
地区で分けるというのは考えておりません。
本当に農家を守っていく、一生懸命作られていくというのが条件だと思います。ただ面積だけを広くして何でもかんでもいいという話は違うのではないかと、そういう条件を踏まえましたので、よければ地区内で耕作をさせていただきたいということです。
先ほどもいいましたが、管理面が出てくると思います。
一般的に農業に対する意欲があるなと、こまめに管理されるんだなというような方は誰が来られても結構だと思います。
私はそういうことを考えておりますので、地区内でやらなければいけないということではなくて、たまたまこういうことがありましたので地区内でさせていただきたいということでございます。

議　長　　いろいろご意見がでましたが､所有権移転について他にございませんか。

井手副会長　　はい。

議　長　　井手副会長。どうぞ。

井手副会長　　これは、私たちがどこまで関わるかだと思います。わざわざ売り手、買い手が決まっているのに、そこに意見を言うことが問題だと思います。
売主、買主ただそれだけの問題だと思います。
私たちの集落でよその人が買いに来たからと言って、駄目というのと一緒なので、こういうのに農業委員が深く入らないほうがいいのではないでしょうか？

議　長　　事務局いかがでしょうか。
そのときの条件によって斡旋の状況も違うと思うので、今回のことについてはいろいろ議論をしましたが、ここで採決をしたいと思います。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手を願います

各委員　　（　挙手多数　）

議　長　　賛成多数と認め議案第４号を承認することに決定いたします。
それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について（報告）

２）農地法第３条の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	賛成 17 名	反対	０名
整理番号３	賛成 17 名	反対	０名

３）農地法第５条第１項の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	賛成 17 名	反対	０名

４）大木町農用地利用集積計画の決定について

賛成 16 名　　反対　１名

１０．　閉会の日時　　令和４年２月 10 日（木）午後２時３０分